



日本貿易振興機構(ジェトロ)

チェコにおけるグリーン、デジタル 関連投資向け優遇措置の解説

2024 年 12 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）
プラハ事務所

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

目次

グリーン・デジタル投資分野におけるチェコの財政支援（抜粋）	2
1. 投資優遇措置制度と EU の助成制度の主な違い	5
2. EU の助成制度	8
3. 投資優遇措置	12
4. 気候中立のための戦略的投資に関する補助金プログラム	15
5. 融資および金融保証	15
別添 1：成功したプロジェクトの概要	19
別添 2：現在進行中のプログラムと今後実施が予定されているプログラム概要	21

はじめに

グリーン、デジタルの各分野での新規投資、追加投資を検討する日本企業向けに、両分野におけるチェコの投資優遇措置や EU の助成金制度を解説します。

なお、本調査レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）プラハ事務所が KPMG Česká republika, s.r.o.に作成委託し、2024年10月に入手した情報に基づき作成したものです。掲載した情報は作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。

2024年12月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
プラハ事務所

グリーン・デジタル投資分野におけるチェコの財政支援（抜粋）

チェコでは、投資優遇措置（税制優遇措置、補助金）と EU 資金を活用した助成金の形で政府の財政支援を行っている。これらの優遇措置は、外国および国内企業の投資を誘致・奨励することで、経済成長を促し、雇用を創出し、技術革新と競争力を強化することを目的としている。一方チェコを含む欧州連合（EU）加盟国には、EU の結束政策に関連して様々な資金提供がなされる。こうした資金の使用は、チェコと EU のパートナーシップ協定によって管理されている。この協定には、欧州地域開発基金（ERDF）、欧州社会基金+（ESF+）、結束基金、公正移行基金（JTF）、欧州海洋・漁業・養殖基金（EMFAF）からの資金が含まれている。

EU の結束政策目標は 7 年ごとに定められる。2021 年から 2027 年のプログラム期間をカバーする現在のパートナーシップ協定は、チェコでは地域開発省が管理している。同協定は、EU 資金の利用を通じてチェコ国内の持続可能な開発、経済成長、結束促進を目的とした主な優先事項を示している。優先事項には、経済競争力の強化、交通・インフラの整備、環境の持続可能性とエネルギーの促進、研究開発の促進などが含まれる。パートナーシップ協定に関連する EU 資金の他に、例えば EU の暫定危機・移行枠組み（第 4 章参照）の下で、他の資金源からの財政支援を申請することも可能である。

なお、欧州委員会が直接、助成（Connecting Europe Facility, Horizon Europe, Innovation Fund programmes など）を行うこともある。しかし、これは別のトピックであり、ここでは取り上げない。

■チェコで企業が利用可能なグリーン・デジタル分野における財政支援まとめ：

プログラム枠・名称		支援対象内容	対象企業	対象地域	参照
グリーン投資分野におけるEU助成	2021-2027 運輸オペレーションナル・プログラム	<ul style="list-style-type: none"> 自動車・トラック用の急速充電インフラ開発 蓄電池・水素充填ステーションを備えた充電インフラの開発、持続可能な交通インフラ整備 	大企業および中小企業	チェコ全域	2.1.1
	競争力のための技術・応用オペレーションナル・プログラム (OP TAC)	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー（ヒートポンプ導入含む） 持続可能な水管理 循環型経済 イノベーション 再生可能エネルギー源 	大企業および中小企業 *一部例外あり	プラハ以外	2.1.2
	近代化基金	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電所の建設 熱エネルギー供給システムの近代化 ビジネスにおけるエネルギー効率の改善 	大企業および中小企業 *一部例外あり	チェコ全域	2.1.3
デジタル化分野におけるEU助成	OP TAC - デジタル・エンタープライズ	<ul style="list-style-type: none"> 生産プロセスの抜本的な変更 既存事業所の生産能力の拡大 新規製品を含む事業所の生産範囲の拡大 企業プロセスのデジタル化または自動化 	中小企業のみ	プラハ以外	2.2.1
	OP TAC - 高速インターネット	・公共プロードバンド電子通信ネットワークの展開	大企業および中小企業	プラハ以外	2.2.2
投資優遇措置		<ul style="list-style-type: none"> 製造業における新規生産の立ち上げ、または既存生産事業の拡大（生産能力の増強、生産ポートフォリオの多様化、生産プロセス全体の大規模な変更） 新しいテクノロジー・センター（研究開発センターまたはイノベーション・センター）の立ち上げ、または既存のセンターの拡大 新たな戦略的サービスセンターの立ち上げ、または既存のセンターの拡大 戦略製品（ヒートポンプ、太陽光発電、蓄電池等）の製造に関する戦略的投資プロジェクト 	大企業および中小企業	プラハ以外	3
融資及び金融保証	ローン - エネルギーの節約	・最終的なエネルギー消費の削減を目的とした対策に対する融資	大企業および中小企業	プラハ以外	5.2
	ローン - ENERG プログラム	・省エネ事業プロジェクトの資金調達ソリューション	大企業および中小企業	プラハ	5.3

	無利子 PV ローン	・蓄電池システムへの投資 (最大 50%の資金援助) ・建物 (ビル、倉庫、車庫、自動車、建設機械、資材シェルター) に 50kWp までの太陽光発電所を設置 (最大 30%の資金援助)	大企業および中小企業	チェコ全域	5.4
	無利子ローン - 変革 (TRANSFORMATION) プログラム	中小企業の以下の投資活動を支援 ・機械設備の購入 ・建物の技術的改良 ・技術手続、プログラム、ライセンス、ソフトウェアの取得	中小企業のみ	モラビア・シレジア地方、ウースチー地方、カルロビバリ地方	5.5
	RRF (復興レジリエンス・ファシリティ) 劣後ローン	気候変動目標とグリーン変革に貢献するビジネスプロジェクト	中小企業のみ	チェコ全域	5.6

1. 投資優遇措置制度と EU の助成制度の主な違い

本章では、チェコの投資優遇（インセンティブ）制度と EU の助成制度との主な相違点を解説する。

1.1. 資金源

- **投資優遇措置：** チェコ政府が提供する。産業貿易省とチェコ・インベストが管理。その他の関連する省庁として財務省および環境省がある。
- **EUの助成制度：** EUの予算から拠出され、地域開発、技術革新、持続可能性、社会的包摶といった目標達成のためのプロジェクトの支援を目的としている。チェコでは、各省庁を通じて配分される。

1.2. 受給対象および活動内容

- **投資優遇措置：** 主に製造活動の分野において、チェコ国内の新規投資や既存事業の拡大に対して行われる。支援対象は、生産能力の増強、革新的な新製品の導入、製造プロセスの大幅な変更、テクノロジーセンターやシェアードサービスセンターの設立。対象地域はプラハを除く全ての地域¹で、企業規模は問わない。
- **EUの助成制度：** エネルギー効率、脱炭素化、自動化、研究開発など、幅広い活動を対象としている。適用対象は以下のとおり。
 - 中小企業 (SME; 従業員数が249人以下の企業)、
 - 小規模中堅企業 (中堅企業のうち、従業員数が最大499人の企業)
 - 中堅企業 (従業員数がグループ全体で250人から3,000人以下の企業)
 - 大企業
 - 非営利団体
 - 研究機関
 - 公的機関など

1.3. 適用条件

- **投資優遇措置：** 最低投資額基準を満たすことに加えて、雇用創出、より高い付加価値と利益をチェコにもたらすこと、研究開発活動との関連、特定地域への投資

¹ プラハは EU 規則 No.1303/2013 に定められる”Developed area”(一人当たり GDP が EU 平均の 90% を超える) に該当するため対象外。

などが挙げられる。具体的な条件や支援の規模は地域によって異なる²ため、投資立地が重要な役割を果たす。一般的に、中小企業に対する支援の度合いが、大企業に対するものを上回る。

- **EU の助成制度：**具体的な条件は特定のプログラムや公募の中で指定される。プロジェクトの革新性、持続可能性、研究開発活動、地域開発効果、EU が設定した目標の達成などが要件に含まれる。

投資優遇措置あるいは EU の助成金を申請するには、通常、少なくとも 2 期分の会計年度が終了していなければならない。具体的には、EU 助成を申請する企業は、少なくとも 2 期分の会計年度、つまりチェコでの設立から 2 年間のデータを提出する必要がある。一方、投資優遇措置に関しては、申請者は 2 年間の実績のある既存企業か、海外からの新規投資家のいずれかとなる。新規投資家が優遇措置を申請する場合、親会社が 2 年間の事業実績があることを申告することで、チェコにおける新設企業への優遇措置が申請できる。

1.4. 申請と承認のプロセス

- **投資優遇措置：**申請書に基づき、関係省庁が投資優遇措置交付決定を承認する。後述する補助金（キャピタル・キャッシュ・グラント）の場合、政府による承認が必要であり、承認プロセスには概ね 1 年を要する。また、投資額が 1 億 1,000 万ユーロを超える場合は、欧州委員会への届出・承認手続が必要となる。このため、投資優遇措置の承認に必要な時間が大幅に延びる可能性がある。
- **EU の助成制度：**申請手続は一般的に投資優遇措置の場合よりも短期間で済むが、プロジェクトが特定のプログラムで定められた基準や公募条件を満たす必要がある。その後、関係当局や省庁が支援申請を承認する。

1.5. 財政支援の種類

- **投資優遇措置：**10 年間の法人税減税、戦略的投資のための有形・無形固定資産の取得価額から最大 20%までの補助金（キャピタル・キャッシュ・グラント）、新規雇用の創出や従業員の訓練・再教育のための補助金（特定地域）、関連インフラを含む土地の割引価格での譲渡（一定の条件下）、優遇工業地区における不動産税の免除などがある。これらの支援には、特定の投資プロジェクト地域／立地でのみ利用できるものもある。補助金（キャピタル・キャッシュ・グラント）の獲得と戦略的

² [CzechInvest - Manufacturing Industry Eligibility criteria in regions](#)

投資の資格認定には追加条件が適用され、政府の承認が必要である。また、チェコ政府は、投資家に提供可能な工業用地の開発・準備に特化した新会社（SIRS³）を設立した。

- **EU の助成制度**：EU の目標や優先事項に沿った特定のプロジェクトの実施に直接資金を提供する。ほとんどの場合、プロジェクトが成功裏に完了した後にのみ、資金提供がなされる。

1.6. 一般競争入札

一般競争入札の規則は、法律第 134/2016 号（公共調達法）およびサプライヤー向け一般競争入札の関連規則によって定められている。

- **投資優遇措置**：一般的に、物品購入や役務発生の際、一般競争入札は義務ではない。ただし、投資支援を申請する場合、状況によっては一般競争入札が適用される可能性がある。
- **EU の助成制度**：助成金による資産の取得およびサービスの購入は、一般競争入札手続の対象となる場合があり、募集プログラムおよび公募によって異なる。

³ [SIRS State Investment and Development Company](#)

2. EU の助成制度

チェコは、特定の優先課題を達成する手段としてのオペレーショナル・プログラム（OP）を発表している。事業計画は、産業貿易省、運輸省、地域開発省、環境省などの関連省庁が管理している。各省は、それぞれの優先事項に関連する個別の OP を発表する。OP には、応募者が活動のための財政支援を受けることができる募集プログラムが含まれている。

チェコでは、グリーン投資やデジタル投資に関連するいくつかの OP があり、これらの活動に対する財政支援の付与を通じて申請者を支援することで、特定の市場セグメントに影響を与えることが可能となっている。

上記の分野に加え、研究開発活動にも助成金が支給される。一般的に、有形・無形固定資産に対する助成の場合、助成金の受給者は、助成金の対象となった固定資産を一定期間（多くの場合 5 年間）使用・維持する義務を負う。

支援金額はプログラムにもよるが、大企業の場合は概ね投資金額の 25%が補助される。ただし企業規模のみならず募集プログラムおよび公募の内容にも左右されることから、一概に言えない点に留意する必要がある。

また助成制度には、経済活動への投資が環境や社会的目標を著しく損なわないことを意味する「DNSH (Do No Significant Harm)」条件が課され、地域及び環境に配慮した投資のみが対象となる（例えば購入対象が倉庫の場合、一定の省エネルギー要件があるなど）。投資の形態によって異なる制限が適用される点に留意されたい。

2.1. グリーン投資分野における助成

チェコは、グリーン投資に対する助成金で持続可能な開発を後押ししている。この助成金は、環境に優しい手法の採用、二酸化炭素排出量の削減、再生可能エネルギーの推進を行う企業を支援するものである。このイニシアチブは、より環境に優しい経済への移行を加速し、長期的な環境の持続可能性を促進することを目的としている。該当するプログラムは、「2021-2027 運輸オペレーショナル・プログラム (Operational Programme Transport 2021-2027)」、「競争力のための技術・応用業務プログラム (Operational Programme Technologies and Applications for Competitiveness : OP TAC)」、または「近代化基金 (Modernisation Fund)」である。各プログラムの割当総額は以下の通りである：

- 2021-2027 運輸オペレーショナル・プログラム - 49 億 CZK
- OP TAC - 815 億 CZK
- 近代化基金 – 割当額は現在も増加しつつある。2021 年～2030 年期は 5,000 億 CZK と見積もられている

2.1.1. 2021-2027 運輸オペレーショナル・プログラム⁴

支援内容：交通の利便性向上に重点を置いたプログラム。自動車やトラック用の急速充電インフラの設置や、蓄電池や水素充填ステーションを備えた充電インフラの設置を支援する。さらに、持続可能な都市交通プロジェクトを通じた道路や鉄道の交通インフラ整備も支援する。

対象地域：チェコ全域

対象企業：企業規模は問わない

2.1.2. 競争力のための技術・応用オペレーショナル・プログラム (OP TAC)⁵

支援内容：省エネや再生可能エネルギーへの投資を支援するため、定期的にいくつかの募集を発表している。具体的な支援対象となる省エネ活動の種類は以下のとおり：

- **省エネルギー⁶:** 建物におけるエネルギー消費の削減、エネルギー管理対策（ヒートポンプ導入など）
- **持続可能な水管理⁷:** 企業経営、雨水利用、リサイクル、水の再利用などの観点からの節水
- **循環経済⁸:** 廃棄物発生の防止、リサイクル・インフラの整備、二次原材料の廃棄の削減、製品のリサイクル率の向上（中小企業および中堅中小企業向け）

⁴ [Operační program Doprava \(opd.cz\)](#)

⁵ [Pro vaše chytré podnikání | OP TAK](#)

⁶ [Úspory energie | OP TAK](#)

⁷ [Udržitelné hospodaření s vodou | OP TAK](#)

⁸ [Oběhové hospodářství | OP TAK](#)

- **イノベーション⁹:** 学術・研究部門との協力により創出された独自のノウハウの利用を拡大することにより、企業の革新的パフォーマンスを強化し、競争力を高める（中小企業および中堅中小企業向け）
- **再生可能エネルギー¹⁰:** 小規模水力発電所、バイオメタンのグリッド注入、風力発電所、バイオマスエネルギー生産

対象地域 : プラハ以外（プラハは EU 規則 No.1303/2013 に定められる”Developed area”（一人当たり GDP が EU 平均の 90% を超える）に該当するため対象外）

対象企業 : 主に中小企業の支援に重点を置いていますが、上記のプログラム（イノベーションと循環型経済プログラムを除く）などでは、規模に関係なく企業を支援することもある。

OP は個別の募集要項に分かれており、各募集は特定の期間に発表され、応募者が満たすべき特定の条件が含まれている。現在発表されている募集要項と詳細な条件は、各オペレーショナル・プログラムのウェブサイトで確認できる。

OPTAC は、産業貿易省とビジネス・イノベーション庁（API）を通じて公募を発表する。募集開始は API の公式ウェブサイト ([/www.agentura-api.org](http://www.agentura-api.org)) で公示される。（2024 年 10 月現在募集中のプログラムについては別添 2 参照）

2.1.3. 近代化基金¹¹

支援内容 : 2021 年から 2030 年までの期間を対象としており、EU-ETS の排出枠によって賄われる。エネルギーシステムの近代化、エネルギー効率の改善、再生可能エネルギーの利用への投資を支援することを目的としている。省エネの分野では、現在、特に以下を支援している：

- 太陽光発電所の建設
- 熱エネルギー供給システムの近代化
- ビジネスにおけるエネルギー効率の改善

⁹ [Inovace | OP TAK](#)

¹⁰ [Obnovitelné zdroje energie | OP TAK](#)

¹¹ [Modernizační fond – SFŽP ČR \(sfzp.cz\)](#)

対象地域：チェコ全域

対象企業：企業規模は問わない、EU-ETS（排出枠制度）参加が条件となる場合もある。

2.2. デジタル化分野における助成

チェコは、デジタル化推進を目的とした助成金を提供している。助成金は、企業の新技術導入を支援するものだが、グリーン投資と比較すると、デジタル分野での支援は非常に限られている。

2.2.1. OP TAC - デジタル・エンタープライズ¹²

支援内容：情報通信技術、特にソフトウェアとハードウェアの分野における新しいサービスの投資または取得。生産プロセスの根本的な変更、既存の事業所の生産能力の拡大（以前は生産されていなかった製品を含めた生産拡大も含む）、企業プロセスのデジタル化または自動化に関連するもの

対象地域：プラハ以外

対象企業：中小企業のみ

2.2.2. OP TAC - 高速インターネット¹³

支援内容：世帯、企業、学校、公共機関などが、VHCN（Very High Capacity Networks：超大容量ネットワーク）上で電子通信やインターネット・サービスに高速かつ確実にアクセスできるようにするため、公共ブロードバンド電子通信ネットワークの展開を支援するもの

対象地域：プラハ以外

対象企業：企業規模は問わない

¹² [Digitální podnik | OP TAK](#)

¹³ [Vysokorychlostní internet | OP TAK](#)

3. 投資優遇措置¹⁴

グリーン投資分野およびデジタル化分野を含む投資への優遇制度内容は以下のとおり。グリーンおよびデジタルに特化した投資は戦略的投資プロジェクト¹⁵の一環として支援がなされるほか、企業のグリーン・デジタル投資が下記の新しいデジタルセンター やソフトウェアセンターの立ち上げ・拡大に関連する場合、さらに投資優遇措置の対象となる可能性がある。

3.1. 支援可能な主な活動

- 製造業における新規生産の立ち上げ、または既存生産事業の拡大（生産能力の増強、生産ポートフォリオの多様化、生産プロセス全体の大幅な変更）
- 新しいテクノロジー・センター（研究開発センターまたはイノベーション・センター）の立ち上げ、または既存のセンターの拡大
- 新たな戦略的サービスセンターの立ち上げ、または既存のセンター（ソフトウェアセンター、データセンター、修理センター、共有サービスセンター）の拡大
- 戰略製品の製造に関する戦略的投資プロジェクト：
 - 医療用品：人工呼吸器、保護シールド、手術室用スーツ、手術器具など
 - ナノテクノロジー、バイオテクノロジー、フォトニクス、マイクロエレクトロニクス、ナノエレクトロニクス、人工知能技術、先端材料技術、先端製造技術など、主要な実現技術を用いた研究開発を応用した製造活動
 - ヒートポンプ、太陽光発電・ソーラーシステム、原子炉、水車・風車、再生可能エネルギーから水素を製造する電解槽、蓄電池、電気自動車用充電ステーション、水素電気自動車用充填ステーション、室内暖房用バイオマス・電気温水ボイラー、パワーチップ、電気自動車用トラクション・バッテリー、電気自動車用モーターなど、再生可能エネルギー源からエネルギーを生産・貯蔵し、エネルギー効率を改善し、建物のエネルギー消費量を削減するために設計された製品
 - 上記の分野において戦略的投資プロジェクトとして認定された場合、有形・無形固定資産の取得に対し、適格支出総額の 20% を上限として、補助

¹⁴ [Investiční pobídky a dotace - CzechInvest](#)

¹⁵ 政府が指定するハイテク、医療、エネルギー部門における製品の製造などに対しては「戦略的投資」のカテゴリーが設定され、一定の条件を満たしていれば、通常の投資優遇措置より有利な優遇措置が適用される。

金を得ることが可能である（ただし、特定の場所・地域において利用可能な支援レベルの上限がある）。「1.5 財政支援の種類」の章も参照のこと

3.2. 適用条件

- 投資プロジェクトに関する作業は、チェコ・インベストに投資優遇措置の申請書を提出した後でなければ開始できない。
- 製造業： 大企業の場合、最低投資額は 8,000 万 CZK（うち機械への投資額最低 4,000 万 CZK）（中企業は半額、小企業は 4 分の 1 の金額）。
- テクノロジー・センター：
 - 大企業：最低投資額 1,000 万 CZK（うち機械購入に最低 500 万 CZK）、最低 20 か所の事業所の新設
 - 中堅企業：最低 500 万 CZK の投資（うち機械購入に最低 250 万 CZK）と最低 10 か所の事業所の新設
 - 小規模企業：最低投資額 250 万 CZK（うち機械購入に最低 125 万 CZK）、最低 10 か所の事業所の新設
- 戰略的サービスセンターへの投資プロジェクトでは、具体的な規定に基づき、3 カ国で提供される高付加価値活動を実施する必要がある。さらに、大企業は以下の条件を満たさなければならない：
 - ソフトウェア開発センターへの投資：最低 20 名の新規雇用の創出
 - データセンターへの投資：最低 20 名の新規雇用の創出
 - 修理センターへの投資：最低 50 か所の事業所の新設
 - シェアードサービスセンターへの投資プロジェクト：最低 70 か所の事業所の新設

なお中小企業の場合、新規雇用創出の要件は上記の半分となる。

- 投資プロジェクトは、高付加価値活動の要件、特に平均月間総賃金と研究開発活動を満たさなければならない（高付加価値の条件は、特定の地域／立地と戦略的投資には適用されないが、一定の例外がある）。
- 申請書には、投資プロジェクトが地域と国家（チェコ）にもたらすと予想される便益を定量化し、正当化することが含まれていなければならない。このような便益が適切に文書化されることが最も重要である。
- すべての活動、建物、施設は環境に配慮したものでなければならない。

- すべての一般条件は、投資優遇措置の付与決定が出された日から 3 年以内に満たさなければならない。
- 投資優遇措置の受領者は、投資プロジェクトの実施場所において、投資優遇が付与された有形・無形の固定資産を使用・維持する義務があり、また、少なくとも 5 年間は新規雇用を維持し、より付加価値の高い活動を維持する義務がある。
- 投資優遇措置は、首都プラハ内で実施されるプロジェクトには適用されない。

3.3. 既存企業への投資優遇措置と新会社設立の比較

既存会社の申請手続は、新会社設立の場合と同様である。ただし、新会社設立の場合、投資優遇措置の取得プロセスにおいて、さらに 2 つのステップがある：

- a) **投資優遇措置の提示**：産業貿易省が投資優遇措置の提示を行う。申請書の提出から提示までの期間は 7~9 ヶ月
- b) **提示内容の受諾**：申し出の受領日から 3 ヶ月以内に投資優遇措置交付申請書を提出することにより、投資優遇措置の提示を受諾する

(参考) グローバル・ミニマム課税における取り扱い

投資優遇措置における 10 年間の法人税減税を利用する場合は、グローバル・ミニマム課税について留意する必要がある。当該規制は、2023 年 12 月 31 日以降開始する事業年度より、過去 4 期間のうち少なくとも 2 期間の連結売上高が 7 億 5000 万ユーロ（約 1,200 億円）以上の企業グループに適用される。これにより、対象となる企業グループの最終親会社は、その事業が行われるすべての国・地域において 最低 15% の実効税率が適用される所得合算ルール (Income Inclusion Rule: IIR) の対象となる。

チェコの法人税率は現在 21% だが、法人税減免を利用した場合は実際の実効税率が低下することから、15% を下回る可能性がある。一定の適用除外が認められるため必ずしも実際に 15% を下回るとはかぎらないものの、投資優遇措置を申請・利用する際には、支援内容を吟味し、実際に得られるメリットを詳細に分析することが経営者に求められる。

4. 気候中立のための戦略的投資に関する補助金プログラム

気候中立技術への移行（バッテリー製造、ソーラーパネル、風力タービン、その他持続可能なエネルギー技術など）に関して 100 億 CZK 以上の戦略的投資への支援が計画されている。

この支援は、欧州連合(EU)の暫定危機・移行枠組み(Temporary Crisis and Transition Framework)の規則に基づいて行われる予定である。同プログラムのチェコへの割り当て総額は 240 億 CZK となる。資金援助のレベルは、投資総額の 15~35% となる見込みである。プロジェクトあたりの最大支援可能額は約 90 億 CZK となる。

なお、最低投資額と新規雇用創出数の基準については現在交渉中であり、最終決定を待つ必要がある。また、プログラムの詳細や具体的な募集要項はまだ正式に発表されていない。

このプログラムによる最初の募集は、欧州委員会の承認が下り次第発表される予定である。同プログラムは現在、省庁間の意見聴取手続き中で、申請の受付は 2025 年 9 月末までとされる。

5. 融資および金融保証

チェコの企業は、国立開発銀行 (National Development Bank, a.s. : 優遇融資、無利子融資、保証などの形で支援プログラムの実施を担当している) などの融資を利用することができる。融資も助成金と同様に「DNSH (Do No Significant Harm)」の対象となり、投資の形態によって異なる制限が適用される点に留意されたい。

5.1. 国家再生計画におけるエレクトロモビリティに関する保証

支援内容：ゼロ・エミッション車（バッテリーおよび水素電気）の購入と非公共充電ステーションの設置。ハイブリッド車の購入は対象外。商業融資に対する銀行保証と資金拠出を組み合わせた形で提供される。2024 年 10 月 14 日時点で、すでに募集枠を超えたことが発表されており、同様のプログラムの再開目途は立っていない。

対象地域：チェコ全域

対象企業：企業規模を問わない

募集期限：2025 年 9 月 30 日（募集枠超過につき既に終了）

5.2. ローン - 省エネ¹⁶

最終エネルギー消費の削減を目指した対策を通じて、企業部門のエネルギー集約度を削減することを目的としている。このプログラムは、農業、製造業、建設業、小売業、卸売業、運輸業、倉庫業、観光業、飲食業、エネルギー業など、幅広い分野の企業を対象としている。

支援内容： エネルギー消費削減プロジェクトについて、6,000 万 CZK を上限とする年率 1.99% の優遇金利、最長 10 年の償還期限、最長 2 年間の元金返済猶予のある融資

対象地域： プラハ以外

対象企業： 企業規模を問わない

募集期限： 2029 年 9 月 30 日

5.3. ローン - ENERG プログラム¹⁷

プラハにおける省エネ事業プロジェクトの資金調達ソリューションとして、企業規模を問わず無利子融資を提供している。

支援内容： 6,000 万 CZK を上限とする無利子融資、最長 10 年の償還期限、最長 4 年の元金返済猶予のある融資

対象地域： プラハ

対象企業： 企業規模を問わない

募集期限： 割当上限に到達するまで

5.4. 無利子 PV ローン¹⁸

気候変動緩和に貢献し、企業と個人事業者のエネルギーコスト削減、エネルギー自給の強化、とクリーンエネルギーの利用を支援するローン。蓄電池システムを含む、建物への 50kWp までの太陽光発電所の設置に利用でき、ビル、倉庫、車庫、および自動車、建設機械、資材などの保管施設に設置する太陽光発電プロジェクトが含まれる。

支援内容： 300 万 CZK を上限とする無利子融資、最長 15 年の償還期限、最長 3 年

¹⁶ [Nové úspory energie \(OPTAK\) - NRB](#)

¹⁷ [ENERG - Státní podpora na úsporu energií v Praze - NRB](#)

¹⁸ [Bezúročný úvěr FVE - NRB](#)

の元金返済猶予のある融資。太陽光発電パネルには最大 30%、蓄電池には最大 50% の資金拠出が可能

対象地域： チェコ全域

対象企業： 企業規模を問わない

募集期限： 2027 年 12 月 31 日

5.5. 無利子ローン – 変革 (TRANSFORMATION) プログラム¹⁹

製造・建設、小売・卸売、運輸・倉庫業、文化・娯楽・レクリエーション活動などの分野で事業を営む中小企業の投資活動を支援することを目的としている。 TRANSFORMATION プログラムの無利子ローンは、以下の用途に使用できる：

- 機械設備の購入
- 建物の技術的改良
- 技術手続、プログラム、ライセンス、ソフトウェアの取得

支援内容： 1 億 CZK を上限とする無利子融資（最長 10 年の償還期限及び最長 4 年の元金返済猶予の可能性あり）。

対象地域： モラビア・シレジア地方、ウースチー地方、カルロビバリ地方

対象企業： 中小企業のみ

募集期限： 2026 年 12 月 31 日

5.6. RRF (復興レジリエンス・ファシリティ) 劣後ローン²⁰

気候変動目標とグリーン変革に貢献するビジネスプロジェクトの実施を可能にし、促進することを目的としている。

支援内容： 1 億 CZK を上限とする年率 0~3% の優遇金利（最長 15 年の償還期限及び最長 3 年の元金返済猶予の可能性あり）

対象地域： チェコ全域

対象企業： 中小企業のみ

募集期限： 2026 年 6 月 30 日

¹⁹ [Bezúročný úvěr Transformace - NRB](#)

²⁰ [Podřízený úvěr NPO - NRB](#)

* * * * *

各プログラムは定期的に個別の募集が発表され、申請書の提出期限や配分期限は各募集によって異なる。これらの募集は、各省庁が事前に公表する。具体的な条件は、募集要項に記載されている。各募集の具体的な条件は上述の概要には含まれていない。現在募集中の支援内容については、別添2の一覧表を参照のこと。

別添1：成功したプロジェクトの概要

OP TAC	
プログラム名	プロジェクトの説明
省エネルギー	FONTEA a.s. - 清涼飲料充填ラインの既存技術の再構築という形で、会社敷地内のエネルギー最適化を行い、エネルギー消費と生態系への影響を削減
持続可能な水管理	現在第一次募集中につき、適用企業に関する情報は公開されていない。
流通経済	RPG Recycling, s.r.o. - 二次原料を生産するためのタイヤ加工技術の導入、循環型経済への移行支援、リサイクルインフラの増加、二次原料の廃棄物削減
イノベーション	DYAS.EU, a.s.- 自動化ラインの導入により、新製品ブナ繊維ガラス滑り止め合板を発売
再生可能エネルギー	RenoEnergie, a.s. - 風力タービン2基を備えたウインドパークの建設
デジタル・エンタープライズ	TNM PRINT s.r.o. - 物流マニピュレーター（コボット）の導入による会社のデジタル変革
高速インターネット	Project BCO Czech Republic - 省庁および自治体向けの高速インターネット導入投資
近代化基金	
受益者名	プロジェクト概要
Veolia Energie ČR, a.s.	暖房プラントのボイラーの燃料を、石炭からバイオマスに交換・調整
CTZ s.r.o.	廃棄物のエネルギー利用施設の建設
Elektrárny Opatovice a.s.	既存の褐炭資源の脱炭素化のために、信頼性の高いエネルギー生産と熱供給を行う蒸気タービンを導入する

SG Hydrogen Napajedla s.r.o.	グリーン水素製造のための太陽光発電所、バッテリー、電解槽の購入
ORLEN Unipetrol a.s.	燃料ガスの廃熱を利用して、精製用の補充用の水ができる
トルノフ市	市庁舎への太陽光発電所の設置
プラチャティツェ市	公共施設に太陽光発電所 2 基を設置（屋内プールと廃水処理施設の建物 4 棟）
2021-2027 運輸オペレーション・プログラム	
受益者名	プロジェクト概要
ORLEN Unipetrol RPA, s.r.o.	水素充填ステーションの建設 (BENZINA)
E.ON Česká republika, s. r. o.	急速充電ステーション網の構築
投資優遇措置	
受益者名	プロジェクト概要
ON SEMICONDUCTOR CZECH REPUBLIC, s.r.o.	生産能力増強によるエピタクス層付き炭化ケイ素半導体ウェハーの生産拡大
ROCKWOOL, a.s.	ストーンミネラルウール製丸型断熱スリーブの生産拡大

別添 2：現在進行中のプログラムと今後実施が予定されているプログラム概要

プログラム名	募集総額	募集開始	受付終了
OP TAC			
再生可能エネルギー - バイオマス注入	10 億 CZK	2023 年 9 月 6 日	2024 年 12 月 13 日
再生可能エネルギー - 小水力発電所	5 億 CZK	2023 年 9 月 6 日	2025 年 6 月 30 日
持続可能な水管理	12 億 CZK	2023 年 10 月 2 日	2024 年 12 月 27 日
省エネルギー	50 億 CZK	2024 年 5 月 24 日	2025 年 10 月 31 日
再生可能エネルギー - 風力発電所	30 億 CZK	2024 年 6 月 28 日	2025 年 10 月 31 日
デジタル・エンタープライズ	10 億 CZK	2024 年 7 月 15 日	2025 年 3 月 31 日
高速インターネット	40 億 CZK	2024 年 8 月 20 日	2024 年 12 月 31 日
流通経済	未定	2025 年第 2 四半期	2025 年第 4 四半期
近代化基金			
RES+ No.1/2024 - 太陽光発電所 10 kW-5MW	30 億 CZK	2024 年 3 月 1 日	2024 年 12 月 31 日
RES+ No.2/2024 - 1 MWp 以上の太陽光発電所	40 億 CZK	2024 年 5 月 15 日	2024 年 10 月 31 日
ENERG ETS No.1/2024 - EU ETS 産業における供給源、技術、設備の近代化	150 億 CZK	2024 年 7 月 15 日	2024 年 11 月 15 日
2021-2027 運輸オペレーション・プログラム			
第 30 次募集 - 代替燃料のインフラ整備	10 億 CZK	2024 年 10 月 14 日	2025 年 1 月 27 日

第 31 次募集 - 代替燃料のため のインフラ (TEN-T ネットワー ク)	0.38 億 CZK	2024 年 10 月 14 日	2025 年 1 月 27 日
--	------------	------------------	-----------------

本レポートに関するお問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

プラハ事務所

E-mail : CPR@jetro.go.jp